

川崎市SDG s プラットフォーム設置要綱

令和3年3月18日
2川総企第359号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市内でSDG s 推進に取り組む事業者を支援しネットワークを構築すること等を目的として設置する「川崎市SDG s プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「SDG s」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(事業)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) SDG s に関する情報・ノウハウの共有(セミナー、勉強会、交流会の開催等)
- (2) その他、SDG s 推進のための事業

(組織)

第4条 プラットフォームは、事務局、コアメンバー及びプラットフォームメンバーをもって組織する。

(事務局)

第5条 事務局は、プラットフォームの運営に関する企画、立案を行う。

2 事務局は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(コアメンバー)

第6条 コアメンバーは、事務局との協議・調整のほか、各団体が持つネットワークを活かしてプラットフォームが行う事業に関する広報等を行う。

2 コアメンバーは、別表第2に掲げる者をもって構成する。

(プラットフォームメンバー)

第7条 プラットフォームメンバーは、川崎市SDG s 登録・認証制度「かわさきSDG s パートナー」における登録事業者及び認証事業者とする。

(アドバイザー)

第8条 プラットフォームの運営やプラットフォームが行う事業に関して、川崎市が別途設置する「川崎市SDG s 推進アドバイザー」の助言及び提言を受けるものとする。

(分科会)

第9条 事務局は、必要に応じて、SDG s の達成に向けた課題の検討、知見の共有、取組の具体化に向けた調査又は検討に関わる取組を行うことを目的とする分科会をプラットフォームに設置することができる。

2 分科会の設置に関し必要な事項については、別に定める。

(部会)

第10条 市は、必要に応じて、市主催事業及び市との連携事業を契機として、市が主体となり、市民、企業、団体等との共創の取組を継続し、発展させることを目的とする部会をプラットフォームに設置することができる。

2 部会の設置に関し必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第11条 プラットフォームの庶務は、川崎市総務企画局都市政策部において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月29日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事務局

川崎市
川崎信用金庫

別表第2（第6条関係）

コアメンバー

川崎商工会議所
公益財団法人 川崎市産業振興財団
一般社団法人 川崎青年会議所
公益財団法人 かわさき市民活動センター
川崎市地球温暖化防止活動推進センター